

23教健第801号  
平成24年2月16日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

「学校環境衛生基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況について  
(通知)

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

平成23年11月、「学校環境衛生基準」に基づく定期環境衛生検査の県内の実施状況等について調査したところ、結果は別添のとおりでした。

「学校環境衛生基準」は、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が告示をし、平成21年4月1日から施行されているところですが、別添の調査結果によると、まだ検査が適切に実施されていない学校が見受けられます。

つきましては、本調査結果を踏まえ、学校環境衛生検査及びそれに基づく事後措置の徹底が図られるよう各市町村教育委員会及び各学校に対する御指導及び御助言をよろしくお願いいたします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ (浜島)  
電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)  
ファックス 052-954-6965

# 「学校環境衛生基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等 <平成23年11月調査、学校等種別ごとの愛知県及び54市町村教育委員会>

県内の小学校・中学校を所管する54教育委員会、高等学校を所管する3教育委員会、特別支援学校を所管する4教育委員会及び幼稚園を所管する17教育委員会における所管学校等種別ごとの「学校環境衛生の基準」に基づく定期環境衛生検査の実施状況等については次のとおりです。（表中の数字は教育委員会数を示す。）

## 1 換気及び保温等

①換気、②温度、③相対湿度、④浮遊粉じん、⑤気流、⑥一酸化炭素、⑦二酸化窒素  
 <学校環境衛生基準>

毎学年2回定期に行う。

自然環境：①～③を実施（④⑤は必要と認める場合に実施）

人口的環境：①～⑤を実施（燃焼器具のある場合は⑥⑦も実施）

### (1) 1回目（概ね4月から9月）

ア 検査実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	28	29	2	2	5
一部学校・幼稚園実施	8	7	1	1	1
未実施	18	18	0	1	11

イ 検査時の教室の環境

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
自然環境	31	31	2	2	5
人工的環境	5	5	1	1	1

ウ 「自然環境」を選択した場合の検査項目

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
3項目	20	17	1	0	3
4項目以上	10	9	1	2	1
2項目以下	2	5	0	0	1

エ 「人工的環境」を選択した場合の検査項目

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
5項目以上	3	3	1	1	1
4項目以下	2	2	0	0	0

### (2) 2回目（概ね10月から3月）

ア 検査実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	49	51	3	4	12
一部学校・幼稚園実施	5	3	0	0	0
未実施	0	0	0	0	5

イ 検査時の教室の環境

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
自然環境	21	22	1	1	3
人工的環境	37	35	2	3	10

ウ 「自然環境」を選択した場合の検査項目

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
3項目	10	10	1	0	3
4項目以上	9	10	0	1	0
2項目以下	5	3	0	0	0

エ 「人工的環境」を選択した場合の検査項目

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
7項目	11	11	1	1	2
5項目	1	1	1	1	0
4項目以下	26	24	0	1	8

## 2 揮発性有機化合物

- ①ホルムアルデヒド、②トルエン、③キシレン、④パラジクロロベンゼン、  
⑤エチルベンゼン、⑥スチレン

<学校環境衛生基準>

毎学年1回定期に行う。検査の結果、著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができる。

③～⑥については、必要と認める場合に実施する。

- (1) 検査の実施状況（平成14年度から23年度（実施予定を含む。））

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	39	39	2	3	6
一部学校・幼稚園実施	12	10	1	1	3
未実施	3	5	0	0	8

- (2) 実施している場合の最大検査実施項目（①ホルムアルデヒド、②トルエン、③キシレン、  
④パラジクロロベンゼン、⑤エチルベンゼン、⑥スチレン）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
①②③④⑤⑥	24	22	1	0	2
①②③⑤⑥	2	2	0	0	0
①②③④	7	7	0	0	2
①②③	3	3	0	0	1
①②	8	8	1	3	0
①	7	7	1	1	4

## 3 ダニ又はダニアレルゲン

<学校環境衛生基準>

毎学年1回定期に、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において行う。

検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	45	45	3	3	8
一部学校・幼稚園実施	3	3	0	0	1
未実施	6	6	0	1	8

#### 4 採光及び照明

<学校環境衛生基準>

「照度」及び「まぶしさ」の検査について、毎学年2回定期に行う。

##### (1) 「照度」

検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	50	52	3	4	13
一部学校・幼稚園実施	4	2	0	0	2
未実施	0	0	0	0	2

##### (2) 「まぶしさ」

検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	36	37	3	3	10
一部学校・幼稚園実施	6	5	0	0	1
未実施	12	12	0	1	6

#### 5 騒音レベル

<学校環境衛生基準>

毎学年2回定期に行う。

検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	29	29	2	2	6
一部学校・幼稚園実施	7	6	0	0	1
未実施	18	19	1	2	10

#### 6 飲料水等の管理（検査については実施予定を含む。）

<学校環境衛生基準>

○ 水道水を水源とする飲料水の水質

・毎学年1回定期に10項目の水質検査を行う。

○ 井戸水等を水源とする飲料水の水質

・51項目について、それぞれ規定の回数の検査を行う。

（検査項目及び検査頻度については、省略、緩和規定あり）

○ 井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質

・毎学年1回定期に9項目の水質検査を行う。

○ 施設・設備

水道水については毎学年1回、井戸水等については毎学年2回定期に行う。

##### (1) 水質検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	51	52	2	3	16
一部学校・幼稚園実施	1	1	1	1	1
未実施	2	1	0	0	0

(2) 施設・設備検査の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	51	51	2	3	13
一部学校・幼稚園実施	1	1	1	1	1
未実施	2	2	0	0	3

(3) 飲料水に井戸水等の自己水の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
井戸等自己水使用	5	3	1	0	0
井戸等自己水なし	49	51	2	4	17

## 7 雑用水の管理

<学校環境衛生基準>

水質及び施設・設備の検査を、毎学年2回定期に行う。

(1) 雑用水利用の有無

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
雑用水利用有り	19	13	1	1	0
雑用水利用無し	35	41	2	3	17

(2) 有の場合、水質検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	10	8	1	1	0
一部学校・幼稚園実施	0	0	0	0	0
未実施	9	5	0	0	0

(3) 有の場合、施設・設備検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	8	7	1	1	0
一部学校・幼稚園実施	1	0	0	0	0
未実施	10	6	0	0	0

## 8 水泳プールの管理

<学校環境衛生基準>

プール水の総トリハロメタン及び循環ろ過装置の処理水の水質検査は毎学年1回、それ以外の水質検査は使用日の積算が30日以内ごとに1回、施設・設備の検査は毎学年1回定期に行う。

(1) 水泳プールの設置（使用）の有無

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
水泳プール有り	44	41	2	3	1
水泳プール一部無し	6	9	0	0	0
水泳プール無し	4	4	1	1	16

(2) 施設・設備検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	50	50	2	3	1
一部学校・幼稚園実施	0	0	0	0	0
未実施	0	0	0	0	0

(3) 水質検査の実施状況（実施予定を含む。）

ア プール水の水質検査（月1回）

水素イオン濃度、濁度、有機物等、大腸菌及び一般細菌数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	48	48	2	3	0
一部学校・幼稚園未実施	2	2	0	0	1

イ プール水の総トリハロメタン及び循環ろ過装置出口の濁度（年1回）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園で実施	50	50	2	3	1
一部学校・幼稚園で未実施	0	0	0	0	0

(4) プール原水に井戸水等の自己水の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
井戸等自己水使用	7	6	0	0	0
井戸等自己水なし	43	44	2	3	1

(5) 腰洗い槽の使用

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
腰洗い槽使用	1	1	1	1	0
腰洗い槽未使用	49	49	1	2	1

## 9 学校の清潔

<学校環境衛生基準>

「大掃除」については毎学年3回定期に、「雨水の排水溝等」及び「排水の施設・設備」については毎学年1回定期に行う。

(1) 「大掃除」の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	49	49	1	2	13
一部学校・幼稚園実施	2	2	0	0	2
未実施	2	2	1	1	1

(2) 「雨水の排水溝等」の確認状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	34	37	2	2	9
一部学校・幼稚園実施	12	9	0	0	1
未実施	7	7	0	1	6

(3) 「排水の施設・設備」の確認状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	34	35	1	2	9
一部学校・幼稚園実施	13	12	0	0	1
未実施	6	6	1	1	6

## 10 ネズミ、衛生害虫等

<学校環境衛生基準>

毎学年1回定期に行う。ネズミ、衛生害虫等の発生を見た場合は、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行う。

- (1) ネズミ、衛生害虫等の生息検査の実施状況（実施予定を含む。）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	25	26	1	2	11
一部学校・幼稚園実施	11	9	1	1	2
未実施	18	19	1	1	4

- (2) 殺虫剤の使用に関する教育委員会の方針

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
予防的に使用	9	9	0	0	3
衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に使用	16	16	0	0	3
衛生害虫を認めた場合又は被害があった場合に必ず使用するのではなく、やむを得ない場合のみ使用	19	19	2	2	10
使用しない	0	0	0	0	0
特になし（学校・幼稚園まかせ）	10	10	1	2	1

- (3) 学校・幼稚園においてネズミ、衛生害虫等を駆除するための殺虫剤を使用する場合の配慮に関する教育委員会の方針（重複回答あり）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
ア 長期休業中に実施	29	29	1	1	11
イ 児童生徒下校後に実施	26	26	1	1	9
ウ 児童生徒に通知した後実施	10	10	1	1	2
エ 周辺住民に広報で周知	2	2	0	1	1
オ 周辺住民に直接連絡	9	9	0	0	4
カ 看板を設置	8	8	1	1	2
キ 特になし（学校等に任せている）	15	15	2	3	3

## 11 教室等の備品の管理

<学校環境衛生基準>

「机、いすの高さ」及び「黒板面の色彩」の検査について、毎学年1回定期に行う。

- (1) 「机、いすの高さ」の実施状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	47	46	2	1	9
一部学校・幼稚園実施	4	5	0	0	2
未実施	3	3	1	3	6

- (2) 「黒板面の色彩」の確認状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
全学校・幼稚園実施	29	29	1	1	5
一部学校・幼稚園実施	7	6	0	0	3
未実施	18	19	2	3	9